

配電盤等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 H 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

鋼船規則 H 編 2 章 2.5 に規定する配電盤，区電盤及び分電盤の要件は，必要に応じてその都度改正を行ってきたが，抜本的な見直しは行われていなかった。

このため，鋼船規則等の総合的な見直しの一環として，配電盤等について，これまでに得られた実績，最新技術及び知見並びに業界からの意見を考慮し関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 絶縁電線について，適切な導体最高許容温度を有するものとしなければならない旨改めた。
- (2) 集合制御盤について，各制御器等を難燃性隔壁により分離しなければならない旨改めた。
- (3) 外国籍船舶用規則の検査要領について，温度試験の省略手続き等が明確となるよう規定した。

改正条項

鋼船規則 H 編 2.5.3，2.8.1
高速船規則 10 編 1.2.1，2.5.3
鋼船規則検査要領 H 編 H2.5.3
高速船規則検査要領 10 編 2.5.3
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 7 編 3.4.2